(傍線部分は改正部分)

改正案	
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 原子力損害賠償責任(第三条—第五条の二)	第二章 原子力損害賠償責任(第三条—第五条)
第三章~第七章 (略)	第三章~第七章 (略)
附則	附則
第四条の二 政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事	(新設)
業者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第三条の規定	
により損害を賠償する責めに任ずべき額が一工場若しくは一事業	
所当たり又は一原子力船当たり五兆円を超えるときは、当該損害	
を当該原子力事業者が賠償することにより生ずる損失の額のうち	
その超える額に相当する額を負担するものとする。	
第四条の三(略)	第四条の二(略)
第五条の二 政府は、第四条の二の規定により負担した場合におい(代位等)	(新設)
て、その負担に係る損失を生じた原子力事業者が第三者に対して	

限度として当該求償権を取得する。

一政府が負担した額

二 当該求償権の額から政令で定めるところにより算定した額を

控除した額

2 第四条の二の規定による負担に係る損失を生じた原子力事業者

額のうちいずれか少ない額の限度で、同条の規定による負担の義が求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる

務を免れる。

| 当該原子力事業者が当該求償権の行使により支払を受けた額

から政令で定めるところにより算定した額を控除した額

第四条の二の規定により政府が負担の義務を負うべき額

(国の措置)

事業者を除く。)が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ず生じた場合において、原子力事業者(外国原子力船に係る原子力第十六条 政府は、第四条の二に定めるもののほか、原子力損害が

め必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業べき額が賠償措置額を超え、かつ、この法律の目的を達成するた

者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。

2

(略

(国の措置)

新十六条 政府は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援 者(外国原子力船に係る原子力事業者を除く。)が第三条の規定に この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子 力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償措置額をこえ、かつ、 が事三条の規定に 助を行なうものとする。

2

(略)

第二十三条 第三章、第十六条及び次章の規定は、国に適用しない。(国に対する適用除外)	の規定は、国に適用しない。第二章、第十六条及び次章(国に対する適用除外)
	ついて適用する。 各号に掲げる行為を開始した原子炉の運転等に係る原子力損害に
た原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。年十二月三十一日までに第二条第一項各号に掲げる行為を開始し	一項の規定は、平成三十一年十二月三十一日までに第二条第一項第二十条第四条の二、第五条の二、第十条第一項及び第十六条第
第二十条 第十条第一項及び第十六条第一項の規定は、平成三十一(第十条第一項及び第十六条第一項の規定の適用)	規定の適用) 規定の適用) 第五条の二 第十条第一項及び第十六条第一項の
-	

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)(第二条関係)

(傍
線部
分
は
改正
部
分

合において、第四十八条第二項の規定による国債の交付がされて第五十一条 政府は、機構が特別資金援助に係る資金交付を行う場(資金の交付)	第五十一条削除
2 · 3 (略)	2 • 3 (略)
二~五(略)	二~五(略)
	下「資金交付」という。)。
すること (以下「資金交付」という。)。	として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付すること(以
た額を限度として、損害賠償の履行に充てるための資金を交付	を超えるときは、五兆円)から賠償措置額を控除した額を限度
一 当該原子力事業者に対し、要賠償額から賠償措置額を控除し	一 当該原子力事業者に対し、要賠償額(当該要賠償額が五兆円
金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。	金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。
事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置(以下「資	事業の円滑な運営の確保に資するため、次に掲げる措置(以下「資
つ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る	つ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る
えると見込まれる場合には、機構が、原子力損害の賠償の迅速か	えると見込まれる場合には、機構が、原子力損害の賠償の迅速か
四十三条第一項において「要賠償額」という。)が賠償措置額を超	四十三条第一項において「要賠償額」という。)が賠償措置額を超
力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額(以下この条及び第	力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額(以下この条及び第
第四十一条 原子力事業者は、賠償法第三条の規定により当該原子	第四十一条 原子力事業者は、賠償法第三条の規定により当該原子
(資金援助の申込み)	(資金援助の申込み)
現 行	改正案
(作糸音/りご正音/)	

第六十八条 削除

| めるときに限り、当該資金交付を行うために必要となる資金の確します。 しょう もなお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあると認

保のため、

予算で定める額の範囲内において、

機構に対し、

必要

な資金を交付することができる。

(政府による資金の交付)

金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生 ものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定 世紀その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来 し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担 し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担 し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担 し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担 し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担

ずるおそれがあると認められる場合に限り、

機構に対し、

必要な資金を交付することができる。

予算で定める額の範